

## 25外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成25年8月6日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月3日

福岡市監査委員	富	永	計	久
同	笠		康	雄
同	齋	田	雅	夫
同	伯	川	志	郎

### 1 監査報告と措置の件数

23 外部監査公表第1号（平成23年4月28日付 福岡市公報第5823号 公表）分  
（市営住宅事業の運営管理について） . . . . . 2件

24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分  
（福岡市における補助金の執行状況について） . . . . . 19件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

23 外部監査公表第1号（平成23年4月28日付 福岡市公報第5823号公表）分  
市営住宅事業の運営管理について  
第3. 監査の結果と意見

監査の結果	措置の状況
<p>6. 市営住宅の維持管理について (2)禁止事項違反者への対応 (意見23)</p> <p>市住宅供給公社では、募集申込時の書類及び入居時に配布する書類により、動物飼育を禁止する旨、入居者に周知している。条例で禁止事項とされていないことにより、動物を飼育している入居者への対応も指導を行うのみとなっており、毅然とした対応ができているとは言い難い状況である。</p> <p>また、動物飼育ができないために入居前に動物を処分している入居者との公平性の問題もある。そのため、動物飼育を禁止行為として明示している自治体も見受けられる。</p> <p>市の条例では直接的に禁止事項とされていないが、入居時の配布書類の記載事項とは齟齬が生じており、市としての対応を検討することが必要と考える。</p>	<p>ペット飼育については、あらかじめ条例で直接的に禁止事項と明示していないが、鳴き声等の騒音や臭い、体毛等を嫌悪する人や動物アレルギーを持った人も少なからずいることなどにより、近隣トラブルになることが多いため、規則で定めた請書等により禁止を明示しているものである。</p> <p>なお、平成24年度からは、迷惑行為の程度が著しく条例に抵触するもので、証人等訴訟行為上の資料が整ったものについて改善勧告、明渡請求を行ったうえ提訴することとした。</p> <p style="text-align: right;">（住宅管理課）</p>

<p>なお近年、民間の分譲・賃貸住宅では「ペット飼育可」とする物件も増加している。市営住宅においても動物飼育が可能な物件を整備することで、ペットと生活することを望む入居者のニーズを満たすことができ、さらに入居者間のトラブルも減少すると期待できるので、動物飼育可能住宅の設置等による問題解決についても検討する余地があると考ええる。</p>	
<p>7. 公有財産の管理について  (9) 現場視察  (意見29)  視察の結果、駐車場が整備されていないにも係わらず、通路等のスペースに複数の車両が駐車されている団地があった。市は平成20年度に駐車場の実態調査を実施しており、当該団地において駐車車両の存在を確認しているが、入居者の車両か否か判別できず、その後の対応は実施していない。しかし、通路等のスペースへの駐車は緊急車両の通行の妨げとなる可能性もあり、防災上も問題がある。  通路等、駐車場以外のスペースへの駐車を防止するため、柵の設置等の対応を検討する必要があると考ええる。</p>	<p>通路等、駐車場以外のスペースへの駐車の防止については、自治会からの要望や現地確認、所有者調査など実態の把握に努め、必要に応じて、柵の設置等の対応を実施している。  また、当該団地については、定期的に現地調査をおこない、迷惑駐車の防止に努めている。  なお、駐車場が不足している団地については、市管理駐車場の整備を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(住宅管理課)</p>

24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分

福岡市における補助金の執行状況について

第2部 総論

第1章 福岡市の補助金の概要と取組み

第2節 福岡市における補助金についての取組み

監査の結果	措置の状況
<p>2 提言を受けての福岡市の取組みとその監査  ①「さらなる情報公開」について  (意見2)  補助金執行の実情を知るためには交付要綱を読むことが必要であるから、交付要綱もホームページに掲載すべきである。少なくとも、公募制の補助金については、市民に等しく補助金申請の機会を与えるために要件や応募期間等が分かる交付要綱・要領と同等の情報を広報すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(財政調整課)</p>	<p>すべての補助金について、補助の目的、補助対象事業、補助内容、要件や応募期間等が分かる「補助金調書」を24年度からホームページに公開している。  また、公募により実施している補助金については、速やかに交付要綱・要領をホームページに掲載するよう、全庁通知を行っている。</p>

<p>④「公募制の拡大」について (意見 4)</p> <p>公募制の広報は、補助金の公平性及び公益的事業の奨励や公益目的達成のために極めて重要であるから、公募制補助金については、格段の改善をして、積極的広報に努める必要がある。 (財政調整課)</p>	<p>公募により実施している補助金については、速やかに交付要綱・要領をホームページに掲載するよう、全庁通知を行っている。</p> <p>また、すべての補助金について、補助の目的、補助対象事業、補助内容、要件や応募期間等が分かる「補助金調書」を24年度からホームページに公開している。</p> <p>なお、「補助金調書」以外の広報については、各所管課において検討の上、積極的に実施するよう、全庁通知を行っている。</p>
--	---

第2章 市民局の補助金

第1節 文化振興課

監査の結果	措置の状況
<p>1 船乗り込み事業補助金 (意見 16)</p> <p>船乗り込み事業補助金交付要綱を改正し、剰余金が発生した場合には戻入させる等の措置をとるべきである。</p>	<p>船乗り込み事業補助金について、剰余金が発生した場合には、収入に占める補助金の割合から、剰余金に占める補助金の相当額を算定し、算出した金額を補助金の交付額とすることとした。</p> <p>平成24年度は、平成24年度での収入に占める補助金の割合から、剰余金全額に占めるこれまでの補助金の相当額を算定し、算出した金額を補助金の交付額とした。</p> <p>平成25年度からは、当該年度ごとに判断し、剰余金が発生した場合には、前述の考え方に基つき、補助金を決定することとしている。</p>

第3節 生活安全課

監査の結果	措置の状況
<p>4 福岡市暴力追放推進協議会事業補助金 (意見 26)</p> <p>要綱で補助対象経費に関する基準を定めるべきである。</p>	<p>市暴力追放推進協議会補助金要綱を改正し、補助対象経費の基準を設けた。</p>

第5節 総務部区政課

監査の結果	措置の状況
<p>1 地域振興補助金(東区まちづくり活性化事業補助金) (意見 34)</p> <p>東区まちづくり活性化事業補助金を存続するのであれば、交付要綱を改正して、地域活性化のために行われる多くの事業</p>	<p>東区まちづくり活性化事業補助金については、平成25年度で終了することとしている。</p> <p>また、平成25年度から「東区いきいきまちづくり提案事業」を創設し、地域活性化のために行われる草の根的な事業を</p>

<p>が対象となりうるようにし、同時に公募制を採用して補助金について広報すべきである。</p> <p>(東区企画振興課)</p>	<p>公募・選考し支援することとした。</p>
--	-------------------------

### 第3章 こども未来局の補助金

#### 第1節 保育所指導課

監査の結果	措置の状況
<p>2 保育所職員同和研修補助金 (意見 43) 保育所職員同和研修補助金は、独立の補助金とすることをやめ、福岡市保育協会補助金(一般)に統合すべきである。</p>	<p>保育所職員同和研修補助金については、独立の補助金とすることをやめ、平成 25 年度から統合を行った。</p>

#### 第2節 子育て支援課

監査の結果	措置の状況
<p>3 私立幼稚園連盟研修費補助金 4 私立幼稚園連盟運営費補助金 (意見 48) 私立幼稚園連盟運営費補助金と私立幼稚園連盟研修費補助金は予算上これを統合すべきである。</p>	<p>平成 25 年度から統合を行った。</p>

#### 第3節 こども発達支援課、こども家庭課

監査の結果	措置の状況
<p>2 民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等) (意見 49) 補助金申請時に団体の財務内容を確認し、前年度末の繰越金額等の財務内容によっては、補助金を交付しないことや算定基準による金額を減額できるように、交付要綱を改正すべきである。</p>	<p>交付要綱の改正については、平成 25 年 4 月 1 日から改正した。</p>
<p>(意見 50) 福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱第 2 条にも、補助対象について福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱第 2 条のように、当該施設において児童福祉施設最低基準が遵守され、法人および施設の運営が適正に行われている場合に限るという規定を設けるか、両要綱を統一したうえで補助対象について福岡市民間児童福祉施設運営費補助金交付要綱第 2 条のような規定をおくべきである。</p>	<p>福岡市民間社会福祉施設運営費補助金の補助対象については、同補助金交付要綱第 2 条の規定を改正し、最低基準遵守並びに運営が適正に行われている法人・施設に限る旨の規定を盛り込んだ。</p>
<p>1 民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児) (意見 51)</p>	<p>「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱細目」と「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱運用方針」</p>

<p>「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱細目」と「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱運用方針」は整理して一本化すべきである</p>	<p>については、内容を整理統合し「細目」に一本化した。</p>
--	----------------------------------

第4章 保健福祉局の補助金

第2節 地域医療課

監査の結果	措置の状況
<p>5 諸学会補助金 (意見 64) 学会開催に対する補助について、「保健・医療」の分野に限定することに合理的理由は見いだせない。学会に対する補助金のあり方について全市的に検討すべきである。</p>	<p>本補助については、本市における保健・医療関係者の知識・技術の向上や保健医療施策の充実を図ることを目的として制定したものであるが、「保健・医療」分野に限定して助成する理由がないこと等から、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>
<p>(意見 65) 本補助を継続するのであれば、本補助金支出の目的や期待する効果について検討すべきである。その上で、学会を積極的に誘致すべきということであれば、本補助金制度の存在・内容等について、外部に公表した上で、さらに周知を図るための積極的取組を行うべきである。また、他自治体の補助制度の存否・内容等についても情報収集等をした上で、補助の有効性の観点からの検討・見直しを行うべきである。</p>	

第4節 地域福祉課

監査の結果	措置の状況
<p>老人クラブ関係補助金 1 老人クラブ活動助成 2 老人クラブ各種事業助成 3 生きがい型介護予防活動支援事業費補助金 4 全国健康福祉祭参加費補助金 5 単位老人クラブ活動費助成 (意見 68) 補助金・補助対象事業・交付要綱の対応関係が分かるように、交付要綱及びその規定を整理すべきである。</p>	<p>「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」、「福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱」、「福岡市高齢者農園事業費交付要綱」を平成 25 年 4 月 1 日付で改正し、対応関係がわかるよう整理した。</p>
<p>(意見 69) 「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」、「福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱」の交付申請及び実績報告の時期に関する規定について、実態に即するよう平成 25 年 4 月 1 日付で改正した。</p>	<p>「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」、「福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱」の交付申請及び実績報告の時期に関する規定について、実態に即するよう平成 25 年 4 月 1 日付で改正した。</p>

<p>いを徹底するか、要綱に不都合が生じているのであれば実態に即した要綱に変更するか、いずれかの対応をとる必要がある。</p>	
---	--

第5章 環境局の補助金

第3節 環境政策課

監査の結果	措置の状況
<p>1 エコ発する事業補助金 (意見 86) 公募制である本補助金については、対象事業が全市にわたって行う事業であるか、単一区内で行う事業であるかによる補助金の内容・手続きの違いを、要綱上、一般市民にも分かりやすいように記載すべき必要性がとりわけ高く、見直しをするのが望ましい。</p>	<p>要綱上、対象事業が全市又は複数の区にわたって行う事業であるか、単一区内で行う事業であるかによる補助金の内容・手続きの違いについて、一般市民にも分かりやすいよう、章立てで整理するなどの改正を行った。</p>

第6章 経済振興局の補助金

第1節 観光振興課

監査の結果	措置の状況
<p>4～10 祭り振興補助金 (意見 87) 本補助金は、公募することが本来予定されているものであり、要綱の公表を含めて、市のホームページ等で適切な周知を行い、プレゼンテーション等を行い、適切な交付先を選定すべきである。</p>	<p>「ホームページ等での適切な周知」については、ホームページ上に、祭り振興補助金の要綱を掲示し、申請希望がある場合には、個別に観光振興課に対し、相談するよう情報提供を行うこととした。 「プレゼンテーション等を行い、適切な交付先を選定すべきである。」については、これまでどおり申請があった団体に対して、補助金交付要綱に照らして交付の決定を判断していくこととする。</p>
<p>8 博多松囃子振興会 (意見 92) 博多松囃子は古くから福岡市民に愛されてきた伝統文化であり、今後も守っていくべきものであり、補助の必要性も認められるが、本要綱の目的規定及び交付対象から、博多松囃子を要綱第3条1項1号の祭り事業とすることは困難であると思われることから、要綱の改定も含めて検討すべきである。</p>	<p>博多松囃子振興会への補助金交付については、要綱第2条を「この要綱は、本市を代表する観光・文化資源である祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与し、観光客などの誘致促進を図ることを目的とし、本市内で開催される祭り事業に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。」に改定し、交付目的をより明確にした。 要綱第3条1項1号については、検討を行った結果、現在の交付要綱によっても十分補助対象になると判断したため、改定は行わないこととした。</p>
<p>9 博多仁和加振興会</p>	<p>博多仁和加振興会への補助金交付につ</p>

<p>(意見 93)</p> <p>博多仁和加は古くから福岡市民に愛されてきた伝統文化であり、今後も守っていくべきものであり、補助の必要性も認められるが、本要綱の目的規定及び交付対象から、博多仁和加を要綱第3条1項1号の祭り事業とすることは困難であると思われることから、要綱の改定も含めて検討すべきである。</p>	<p>いては、要綱第2条を「この要綱は、本市を代表する観光・文化資源である祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与し、観光客などの誘致促進を図ることを目的とし、本市内で開催される祭り事業に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。」に改定し、交付目的をより明確にした。</p> <p>要綱第3条1項1号については、検討を行った結果、現在の交付要綱によっても十分補助対象になると判断したため、改定は行わないこととした。</p>
---	---

第4節 創業・経営支援課

監査の結果	措置の状況
<p>4 高度化促進補助金（組織化）</p> <p>(意見 99)</p> <p>本補助金の利用者が少ない理由について調査検討し、それを踏まえて利用者の増加に努めるようにすべきである。また、長期にわたり、利用者が増加しないような場合には、本補助金の必要性も含めて検討すべきである。</p>	<p>本補助金については、ホームページで要綱を公表するなど、広報に努めている。</p> <p>福岡市内の中小企業が共同組合等を設立する場合には、福岡県中小企業団体中央会から連絡をもらうこととしており、その際には、必ず当該中小企業に、本補助金の申請をしてもらっている。</p> <p>このことから、市内において、協同組合等を設立する中小企業が少ないことが、本補助金の申請件数が少ない理由と考えている。</p> <p>本補助金については、公益上の必要性が高いものと考えており、申請件数の多寡にかかわらず、今後も継続する方針である。</p>

第11章 教育委員会の補助金

第1節 学校支援課

監査の結果	措置の状況
<p>福岡市人権教育研究大会補助金</p> <p>(意見 127)</p> <p>本補助金の交付決定においては、大会内容を検討し、補助に見合う成果、とくに人権教育における教職員のスキルアップに直接資する効果があると認められる場合に限り交付することにすべきである。</p>	<p>本件補助金は、平成25年度以降廃止とした。</p>